

飲酒運転の防止

トラックの安全運行を確保するため、最前線で安全管理を担う専門家である運行管理者の業務について紹介しています。3回目は「飲酒運転の防止」をテーマに、Ⅰ.飲酒運転の実態、Ⅱ.飲酒が運転に及ぼす影響、Ⅲ.飲酒運転防止に向けた対策について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

法令における運行管理者の業務一覧

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条	運行管理者の業務	3つの分類 (管理者、管制官、教師)
第1号	選任された運転者以外の運転禁止	管理者
第2号	ドライバーの休憩・睡眠施設の管理	
第3号	定められた勤務時間・乗務時間の範囲内での乗務割作成	
第4号	酒気を帯びた状態にあるドライバーの乗務禁止	
第4号の2	疾病、疲労などの理由により、安全な運転や補助ができない恐れがあるドライバーの乗務禁止	教師
第5号	長距離運転、夜間運転での交代ドライバーの配置	
第6号	過積載防止の指導・監督	
第7号	貨物の積載方法の指導・監督	管制官
第7号の2	通行方法の指導・監督	
第8号	点呼の実施	管理者
第9号	ドライバーごとの乗務記録	
第10号	運行記録計の管理、記録保存	
第11号	運行記録計による記録不能車の運転禁止	
第12号	事故の記録と保存	
第12号の2号	運行指示書の作成、変更指示、保存	
第13号	運転者台帳の作成、備え付け	
第14号	ドライバーの指導・監督、3年間の保存	
第14号の2号	ドライバーに適性診断を受けさせる	
第15号	異常気象時等のドライバーへの指示・措置	管制官
第16号	補助者に対する指導・監督	
第17号	事故警報に基づく従業員への指導・監督	教師
第2項	乗務基準の作成 ※特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の場合	
第3項	事業者に対する助言	管理者
第4項	統括運行管理者による業務統括	管理者

出典:「貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条(運行管理者の業務)」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

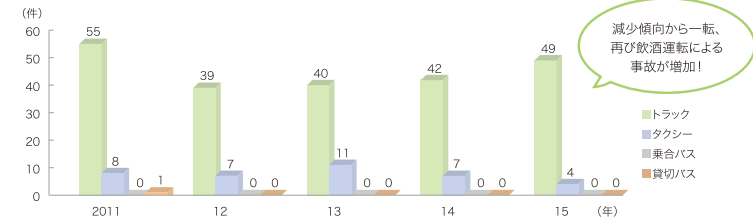
Ⅰ. 飲酒運転の実態

飲酒運転によるトラックの事故は、年間どれくらい起きているのでしょうか？国土交通省の交通事故統計によると、2015年の飲酒運転による事故は49件でした。12年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しています(グラフ)。また他業界と比較しても、トラック業界では飲酒運転の事故が多くなっています。

このような実態を鑑み、17年6月に公表された「事業用自動車総合安全プラン2020」では、重点施策のひとつとして「飲酒運転等悪質な法令違反の根絶」が掲げられており、今後、行政処分などの強化が検討されています。つまり、飲酒運転に対してより一層、社会からの目が厳しくなるといえるでしょう。

運行管理者業務、ここがポイント！

【グラフ】 飲酒運転による事業用自動車の交通事故の推移(トラックとタクシー・バスとの比較)



出典:国土交通省自動車局「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会報告書(平成28年度)【第1分冊】事業用自動車の交通事故統計(平成27年版)」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

Ⅱ. 飲酒が運転に及ぼす影響

飲酒によって運転にはどのような影響を及ぼすのか、過去の重大事故事例を交えながら考えてみましょう。お酒を飲みアルコールが体内に入ると、脳を麻痺させ、脳からの命令を伝える神経の働きが抑えられてしまいます。そのため、運転に必要な各機能が鈍くなってしまいます【表】。

09年6月に京都で発生した計6台の多重衝突事故※では、ドライバーが乗務前の23時まで飲酒しており、朝4時30分に出庫、5時45分に事故を起こしました。事故後の調査で呼気からアルコールが検出されていることから、注意力や判断力が低下していた可能性が指摘されています。「もう酔いは醒めたから大丈夫だろう」という、ちょっとした気の緩みが深刻な事態を引き起こしかねないことを改めて理解しておきましょう。

【表】 飲酒が運転に及ぼす影響例

- 集中力が鈍り、変化する交通状況に対応できなくなる
- 判断ミスを起こしやすくなる
- 自制心が弱くなり、運転が乱暴になる
- 居眠り運転をする危険がある
- ハンドルやスピードの適切なコントロールができなくなる
- 視機能が低下し、目で危険をとらえることが難しくなる

出典:東京海上日動火災保険株式会社「安全運転ほっとNEWS 2011年12月号」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

※:詳細は、国土交通省自動車交通局「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書(平成21年度)【第3分冊】社会的影響の大きい重大事故の要因分析(事故事例③)トラックの飲酒運転による多重衝突事故)」をご参照ください。

Ⅲ. 飲酒運転防止に向けた対策

では、飲酒運転防止に向けてどのような対策があるのでしょうか？点呼時の確認についてももちろんですが、社内での処分強化も必要です。処分強化では、就業規則などで懲戒解雇の対象として定める方法や、懲罰委員会などでの審議対象とする方法があります※。

また、アルコール依存症などの事情がある場合、社内での処分強化だけで防止することは難しく、ドライバーの家族に飲酒習慣の改善について協力を要請したり、専門医によるカウンセリングを受けさせるなど、

周囲のサポートも必要になります。

飲酒運転により事故を起こしたドライバーには厳しい罰則が科せられ、その結果、解雇や失業、さらには生活崩壊を招くケースも珍しくありません。自社のドライバーを守る意味でも、飲酒運転は根絶させましょう。

※処分を強化する場合、労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い、合意を得ることや制定した場合の周知徹底には留意が必要ですよ。

進藤恵介(しんどう けいすけ)
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員。
保有資格:日本交通心理学会認定 交通心理士、運行管理者(貨物) 旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事、運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。